

第2期高知県歯と口の 健康づくり基本計画（案）

平成29年3月
健康長寿政策課

修正箇所:網掛け ■ 部分(P14,16,23,28,29,30,36,38)

目次

第1章	基本計画に関すること	1
I	計画の目的	1
II	基本方針	1
III	計画の位置づけ	1
IV	計画の期間	1
V	計画の基本的な方向性	2
VI	計画の推進体制	3
1	推進主体の役割	3
2	連携・協力体制	4
3	計画の進行管理	8
第2章	第1期基本計画の評価	9
I	ライフステージ等に応じた歯科保健対策	9
1	妊娠期・胎児期～乳幼児期（0歳～5歳）	9
2	学齢期（6歳～17歳）	11
3	成人期～高齢期（18歳以上）	14
4	障害（児）者・要介護者	15
II	在宅等歯科医療対策	15
1	在宅歯科医療の推進	15
2	がん医療における医科歯科連携の推進	15
III	災害時歯科保健医療対策	15
IV	その他の歯科保健医療対策	16
1	へき地の歯科保健医療対策	16
2	休日等の歯科救急医療	16
第3章	現状と課題	17
I	ライフステージ等に応じた歯科保健対策	17
1	妊娠期・胎児期	17
2	乳幼児期～学齢期（0歳～17歳）	18
3	成人期～壮・中年期（18歳～64歳）	19
4	高齢期（65歳以上）	20
5	障害（児）者・要介護者	21

Ⅱ	在宅等歯科医療対策	23
1	在宅歯科医療の推進	23
2	がん医療における医科歯科連携の推進	24
Ⅲ	災害時歯科保健医療対策	26
Ⅳ	その他の歯科保健医療対策	28
1	へき地の歯科保健医療対策	28
2	休日等の歯科救急医療	28

第4章 具体的な取り組み

Ⅰ	歯と口の健康づくりに関する目標	29
Ⅱ	ライフステージ等に応じた歯科保健対策	31
1	妊娠期・胎児期	31
2	乳幼児期（0歳～5歳）	31
3	学齢期（6歳～17歳）	32
4	成人期～壮・中年期（18歳～64歳）	33
5	高齢期（65歳以上）	34
6	障害（児）者・要介護者	35
Ⅲ	在宅等歯科医療対策	36
1	在宅歯科医療の推進	36
2	がん医療における医科歯科連携の推進	36
Ⅳ	災害時歯科保健医療対策	37
Ⅴ	その他の歯科保健医療対策	38
1	へき地の歯科保健医療対策	38
2	休日等の歯科救急医療	38

<参考資料>

資料1	高知県歯と口の健康づくり条例	39
資料2	高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則	43
資料3	歯科口腔保健の推進に関する法律	45
資料4	高知県歯と口の健康づくり推進協議会 委員名簿	47
資料5	高知県無歯科医地区の状況	48

第1章 基本計画に関すること

I 計画の目的

生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康長寿を目指すことを目的とします。

II 基本方針

歯と口の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることが重要です。

このため、県民や歯科保健に係る者は、相互に連携し、この計画に基づき、県民の歯と口の健康づくりを推進することを「基本方針」とします。

III 計画の位置づけ

この計画は、「高知県歯と口の健康づくり条例」（以下、条例という。）第11条に基づき、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として定めるものです。

また、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法に基づく保健医療計画、老人福祉法に基づく高齢者保健福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業支援計画、障害者基本法に基づく障害福祉計画、その他県が策定する健康づくりに関する計画との調和に配慮します。

IV 計画の期間

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5ヶ年計画です。必要に応じて中間評価・見直しを行います。

V 計画の基本的な方向性

条例では、県民の皆様が、生涯を通じて歯と口の健康づくりに積極的に取り組んでいただくことと、そのために適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境を整備することを基本理念としています。このように県民一人ひとりが取り組んでいただくとともに、行政や関係者の連携強化や、情報提供体制の充実などの社会全体で推進していくための環境づくりが必要です。

このたび、平成24年度から5年間取り組んできた「第1期高知県歯と口の健康づくり基本計画」を評価し、これまでの取り組みを通じた課題や、新たに生じた課題、現状を分析して、第2期計画では次のような基本的な方向性を定め、施策を実施していきます。

第2期基本計画のポイント

- 第1期基本計画の主要な施策であるむし歯予防対策、歯周病予防対策、高齢者等の歯科保健対策を引き続き主要な施策に位置付け、取り組みを継続
- 地域特性に応じた取り組みを強化
- ライフステージ等に応じたきめ細かな対策の推進
- 在宅等歯科医療の推進

第2期基本計画の基本的な方向性

目指す姿

・県民一人ひとりが積極的に「歯と口の健康づくり」に取り組み、生涯にわたって健康な歯と口で、健やかで心豊かに暮らせることを目指す。

基本方針

・県民や歯科保健医療に関する者は、相互に連携し、この計画に基づき、県民の歯と口の健康づくりを推進する。

主要な施策

(1) むし歯予防対策

(2) 歯周病予防対策

(3) 高齢者等の歯科保健対策

具体的な取り組み

① ライフステージ等に応じた歯科保健対策

② 在宅等歯科医療対策

③ 災害時歯科保健医療対策

④ その他の取り組み

VI 計画の推進体制

1 推進主体の役割

歯科保健医療の推進にあたり、関係者の責務・役割を明確化するとともに、連携体制を整え、歯と口の健康づくりに取り組んでいきます。そのためには、県や市町村などの行政だけでなく、保健医療関係者、福祉関係者、事業者や保険者、食育等に携わる関係団体等と、県民が、共通の目的意識をもち、連携しながら継続的な取り組みを行うことが重要です。県はこれらの関係者と密接に連携し合い、生涯にわたって行う効果的な歯と口の健康づくりに関する取り組みを推進します。

条例では、以下のようなそれぞれの関係者の責務と役割が定められています。

◆県民の役割

県民自らが、歯と口の健康づくりの重要性を認識し、健康保持のための知識・関心と理解を深め、生涯にわたって取り組むこと。また、県や市町村等が行う歯と口の健康づくりに関する取り組みに、積極的に参加すること。かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、歯と口の健康づくりに取り組むよう努めること。

◆県の責務

県は、県民の生涯を通じた歯と口の健康づくりの推進のため、本県の特性に応じた歯科保健対策の基本計画策定、情報の収集および提供、普及啓発、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策、調査・研究等を、市町村、関係団体・機関等と連携しながら、継続的かつ効果的に行うこと。また、他の者が行う活動に連携し、協力すること。

◆市町村の役割

市町村は、県やその他の関係団体と連携し、関係法令に基づいて、母子歯科保健活動、学校や保育所等における歯科保健活動の協力、成人歯科保健活動、高齢者への介護予防活動など地域住民にとって身近で参加しやすい歯と口の健康づくりに関するサービスを、継続的かつ効果的に推進するよう努めること。

◆保健医療関係者等の役割

①歯科医師、歯科衛生士、医師、薬剤師、看護師、言語聴覚士、栄養士、理学療法士、作業療法士などの医療関係者、②学校長、学校歯科医、養護教諭、学校職員などの教育関係者、③保育士、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護福祉士、訪問介護員（ホームヘルパー）などの社会福祉関係者、医療施設、社会福祉施設、医療関係および福祉関係の団体が、それぞれの業務において他の者が行う歯と口の健康づくり活動に連携し、協力するよう努めること。

◆事業者および保険者の役割

事業者および保険者は、歯の喪失防止や成人の歯周病予防等が生活習慣病予防にも結びつくことを認識し、従業員および被保険者の定期的な歯科健診や保健指導の機会の確保等の歯と口の健康づくりが促進されるよう努めること。

2 連携・協力体制

すべての県民がライフステージ等に応じて、適切な歯科保健サービス、歯科医療等が受けられるようにするためには、歯と口の健康づくりに関係するさまざまな団体等が、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携して取り組みを進めていく必要があります。

そのため、県や市町村は、高知県歯科医師会や高知県医師会、高知県歯科衛生士会など「高知県歯と口の健康づくり推進協議会」の委員が所属する団体をはじめ、他の関係機関・団体との協力体制を構築し、効果的な歯と口の健康づくりのための事業を進めていきます。

(※は「歯と口の健康づくり推進協議会」委員の所属する団体です。)

◆高知県歯科医師会等(※)

専門家団体として、各事業を実施するにあたって、県やその他の歯科保健関係者との協力・支援体制を構築します。

他の専門団体との連携体制を構築し、各種歯科保健事業を効率的に推進します。

県・保健所と連携を取り、市町村で健康推進事業がスムーズに行えるよう、専門的アドバイスをを行うとともにマンパワーの確保に努めます。

専門家団体として、歯科保健事業に関わる人材を育成します。

子どものむし歯・歯肉炎対策として、保育関係者、学校関係者等と連携を取り、科学的根拠に基づくむし歯予防と歯肉炎予防を推進します。

全身疾患と関連があるといわれる歯周病について、若年期から保健指導を実施し、歯周病予防を推進します。

介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上など、高齢期における歯と口の健康づくりを推進します。

介護を必要とする方のために、在宅歯科医療提供体制を充実させ、多職種との連携を促進し、在宅でも歯科医療が受けられる環境づくりを推進します。

災害時にも、専門家団体として、歯科医療従事者を避難所に派遣できるような体制を構築します。

◆高知県医師会（※）

専門家団体として、専門的アドバイスをを行い、県民の健康づくりを支援します。
歯科や他の職種との連携・協力を図ります。
会員の資質向上のために、積極的に研修を実施します。

◆高知県歯科衛生士会（※）

専門家団体として、各事業を実施するにあたって、協力・支援体制を構築します。
他の専門団体との連携体制を構築し、各種歯科保健事業を効率的に推進します。
県・保健所・市町村・保育所・幼稚園・学校・職域等と連携し、専門的アドバイスや、事業実施のためのマンパワーを確保します。
人材資質向上に関する取り組みを進めます。
子どものむし歯予防・歯肉炎予防のための事業実施について、積極的に協力します。
成人の歯周病対策事業の実施について、積極的に協力します。
介護予防のための事業実施について、積極的に協力します。

◆高知県歯科技工士会

専門家団体として、各事業を実施するにあたって、協力・支援体制を構築します。
他の専門団体との連携体制を構築し、各種歯科保健事業を効率的に推進します。
より高度な歯科医療を提供するため、会員の資質向上に努めます。
歯科保健普及事業へ積極的に協力し、歯科医療を支える材料や技術等を県民に広くわかりやすく伝えることで、歯科医療に対する関心の向上を図ります。

◆高知県看護協会

専門家団体として専門的アドバイスをを行い、県民の健康づくりを推進します。
介護相談や妊婦相談、育児相談等で歯科関係者を含む多職種の方々と連携・協力しながら県民の健康づくりを支援します。
会員の資質向上を図るため、積極的に研修を実施します。

◆高知県保育士会（※）

乳・幼児期は、生涯にわたる生活習慣を左右する大切な時期です。歯と口においても、乳歯のむし歯や生活習慣が、顎や歯並び、性格にも影響することがあります。保護者と同様、保育に関わる者として、家庭や保育所での見守りと指導を行い、生活に密着した歯科保健の推進と定着を目指します。

会員の資質向上のための積極的な研修を開催します。

保護者への啓発や情報提供を行います。

キャラクター等を活用した、子どもたちへの楽しい啓発を行います。

◆高知県小中学校長会（※）

児童生徒が、基本的な生活習慣や自己観察（セルフチェック）を身につける大切な時期に、口腔衛生指導など教育の場における児童生徒の歯・口腔の健康づくりの取り組みに努めます。また家庭への啓発にも努めます。

県や市町村教育委員会の教育方針のもとに、他の団体との連携を図り、児童生徒の歯と口の健康づくりを推進します。

◆高知県介護支援専門員連絡協議会（※）

要介護者を支援する立場として、要支援・要介護高齢者の口腔ケアや摂食嚥下指導などの歯と口の健康づくりを支援します。

要支援・要介護高齢者の歯と口の健康づくりを推進するために、他の職種・専門団体との連携を図ります。

会員の資質向上を図るため、積極的に研修への参加を促進します。

◆高知県身体障害者連合会（※）

障害のある方々の歯と口の健康づくりの推進を支援します。

他の職種・専門団体との連携を図ります。

会員の資質向上を図るため、積極的に研修への参加を促進します。

◆高知県商工会連合会・商工会議所連合会（※）

成人の歯周病の予防の重要性を認識し、事業者として従業員の歯周病予防に努めます。

事業者として、従業員のための定期的な歯科健診、保健指導の機会の確保等の歯と口の健康づくりの推進のための取り組みに努めます。

◆高知県国民健康保険団体連合会・全国健康保険協会（※）

保険者団体として、被保険者の歯科保健の推進に努めます。
他の専門団体と連携を図り、県民の歯と口の健康づくりを支援します。

◆高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会（※）

保護者団体として、乳幼児や児童生徒の歯と口の健康づくりの推進のために努めます。
保育所・幼稚園等関係者や学校関係者との連携をはかり、児童生徒の歯と口の健康づくりの取り組みに積極的に参加します。

◆高知県健康づくり婦人会連合会（※）

県民の歯と口の健康づくりのための取り組みを実施します。
他の団体等と連携を図り、県民の歯と口の健康づくりを推進します。

◆高知県栄養士会

「食・栄養」に関わる専門家団体として、他の団体と連携し各種保健事業に協力し県民の健康づくりを推進します。

乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた食育により、歯と口の健康づくりを支援します。

生活習慣病と歯周病との関連が危惧されており、生活習慣病予防のための「栄養の指導」や介護予防のための専門的アドバイスをを行います。

会員の資質向上を図るとともに、広く県民に対して研修会や相談事業を行います。

◆高知県食生活改善推進協議会

食生活と歯と口の健康は非常に密接な関係にあります。健康づくりの実践者として、他の専門団体と連携し、県や保健所、市町村等が行う歯科保健事業に積極的に協力します。

幼児期からの正しい食習慣づくりのための正しい情報提供を行います。

歯と口の健康週間など、歯科保健事業に積極的に協力し、取り組みます。

地域に密着し、顎や歯の発達に良好な影響を与える食品や噛むことの大切さを啓発します。

3 計画の進行管理

高知県は東西に広く、各地域ごとに歯と口の状況や、県民を取り巻く環境も異なります。それぞれの地域の実情にあわせた歯科保健施策を推進するため、以下のような推進体制を構築します。

地域主体の歯科保健推進体制

高知県歯と口の健康づくり条例（13条）に基づいた協議会

歯と口の健康づくり推進協議会

<構成委員>

- ・ 条例に役割を規定された歯科保健関係者（市町村関係者、保健医療関係者、保険者、事業者、県民代表 等）

<協議内容>

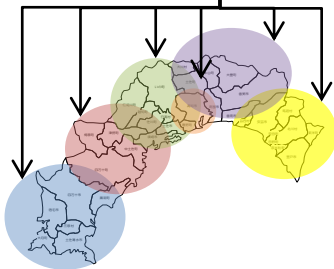
- ・ 県の歯と口の健康づくりに関する施策の実施状況についての評価に関すること
- ・ 歯と口の健康づくりに関する関係者の相互理解、連携及び協働の推進に関すること
- ・ 「歯と口の健康推進検討会」で報告された内容の評価および承認に関すること
- ・ 歯と口の健康づくりに関する基本的事項

県全体の方針伝達、助言、進捗管理

報告

圏域ごとの実情に応じた歯科保健施策を協議する連絡会

歯科保健地域連絡会



<構成委員>

- ・ 福祉保健所歯科保健担当、県歯科医師会支部、市町村職員、学校関係者、介護支援専門員 等

<協議内容>

- ・ 県全体の歯科保健施策の方針に沿った各圏域の実行計画作成とそれに基づく事業実施、進捗状況の確認
- ・ 事業実施のための地域における課題の協議と対策実施
- ・ その他、各地域における歯科保健事業を円滑に進めるために必要な事項

第2章 第1期基本計画の評価

I ライフステージ等に応じた歯科保健対策

1 妊娠期・胎児期～乳幼児期（0歳～5歳）

妊娠期への取り組みとしては、母子健康手帳別冊を作成し、母子健康手帳交付時に、全妊婦へ配布したり、高校生向け思春期ハンドブックや高校生用副読本を作成し、学校等での授業や出前講座等で活用することにより、妊娠前の早い時期から妊娠期の歯周病予防の重要性等の意識付けを行いました。

乳幼児期の取り組みとしては、健診時等の保護者に対する食育を含む基本的な生活習慣の重要性や、むし歯・歯肉炎予防のための仕上げ磨きの重要性についての啓発が実施できるよう、健診従事者向けに1.6歳児、3歳児健康診査の手引書を改訂しました。

また、効果的なむし歯予防法として、むし歯予防に関するリーフレットを作成し、フッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を推進してきました。

その結果、保護者が仕上げ磨きをする割合が高まり、フッ素洗口に取り組む保育所・幼稚園等施設も着実に増加し、平成23年度の実施割合は21.6%でしたが、平成27年度には51.7%まで増加しました。

これらの取り組みにより、3歳児のむし歯数は減少し、フッ素洗口の実施割合も着実に増加しました（参考）。

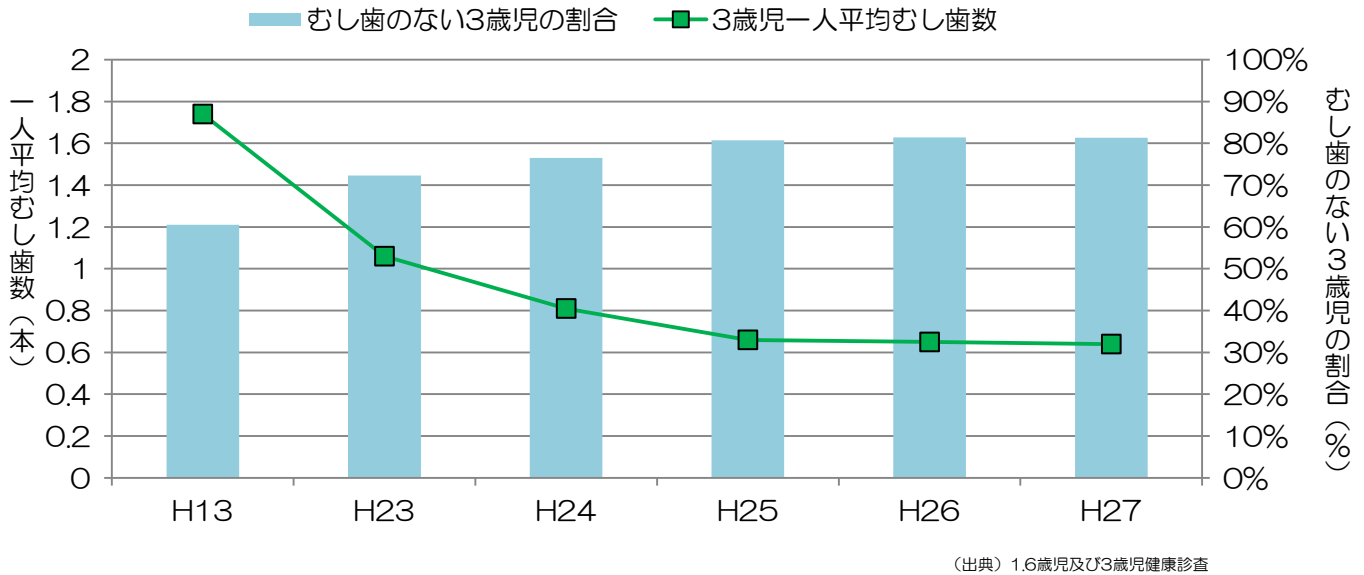
評価指標と目標値：1 乳幼児期

評価指標	H23年度 (※はH22年度)	目標値 H28年度 (県)	直近値(県)	目標達成状況 (H28年度)
保護者が仕上げ磨きをしている割合	91.2% ¹⁾ (※)	100%	94.9% ³⁾	○
保育所・幼稚園等での フッ素洗口の実施割合	21.6% ²⁾	30%以上	51.7% ⁴⁾	◎
3歳児一人平均むし歯数	1.1本 ¹⁾ (※)	1本以下	0.6本 ³⁾	◎
むし歯のない3歳児の割合	72.3% ¹⁾ (※)	80%以上	81.3% ³⁾	◎

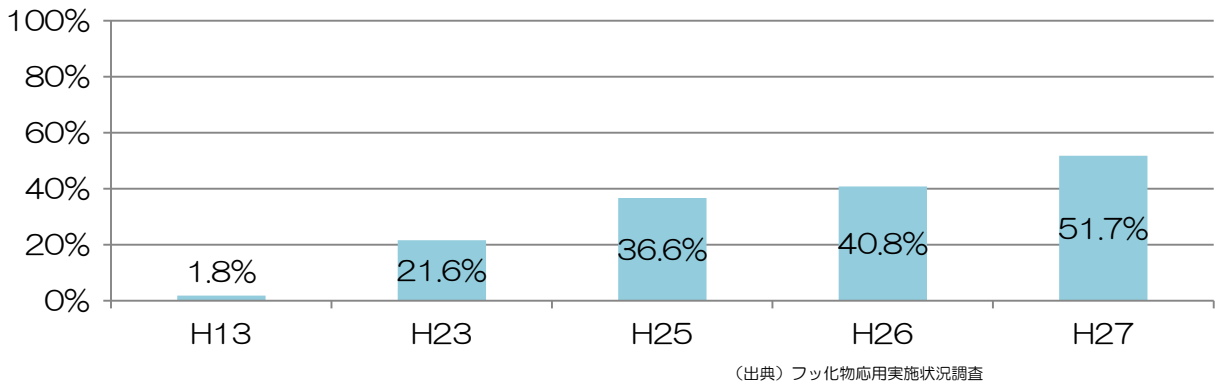
◆評価：◎目標値に達した ○目標値に達していないが改善された △横ばい ×目標未達成

1)平成22年度歯科健康診査（1歳6ヶ月児及び3歳児健康診査）
2)平成23年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）
3)平成26年度歯科健康診査（1歳6ヶ月児及び3歳児健康診査）
4)平成27年度フッ化物応用実施状況調査（高知県）

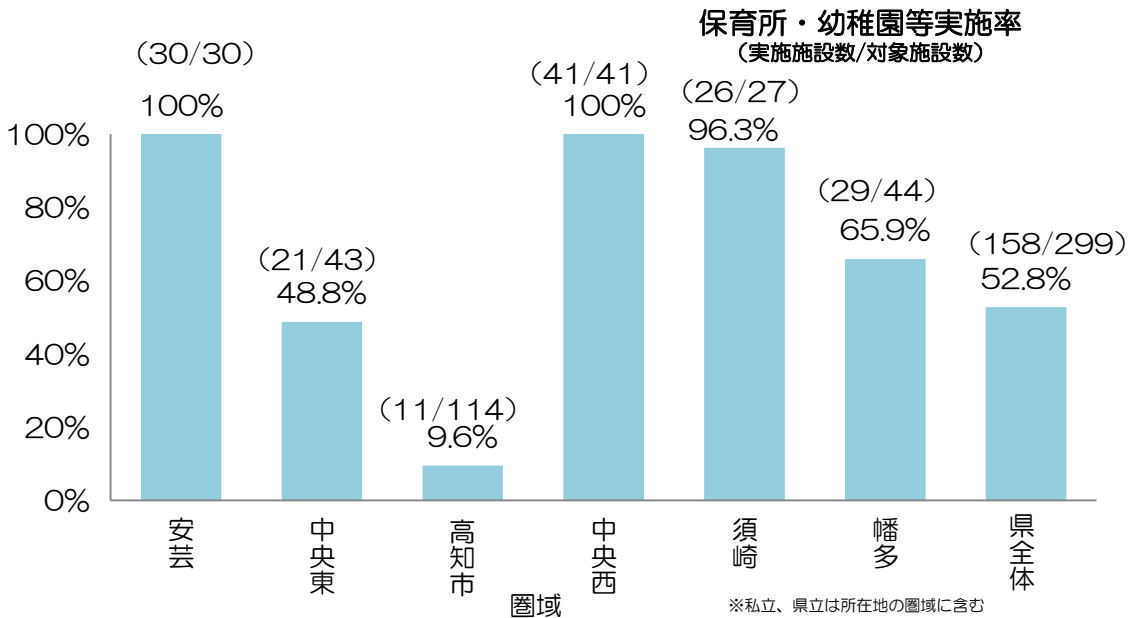
【3歳児のむし歯の状況の推移】



【保育所・幼稚園等フッ素洗口実施状況推移】



【圏域別フッ素洗口実施状況（27年度末）】



2 学齡期（6歳～17歳）

学齡期の取り組みとしては、学校等でフッ素を活用するための手引き「高知県版フッ化物洗口マニュアル」を作成し、むし歯予防と歯肉炎予防の大切さを理解してもらうための啓発や、効果的なむし歯予防法であるフッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を啓発しました。また、学校等の職員を対象に、むし歯・歯肉炎予防に直接結びつく、間食や歯みがきについての情報提供や、フッ素応用に関する研修を強化し、学校歯科医、学校関係者、行政、歯科医師会等の連携を密にするなどの体制づくりに取り組みました。

こうした取り組みにより、フッ素洗口を実施する学校等施設は着実に増加し、12歳、17歳のいずれにおいても、一人平均むし歯数が減少しました。一方、子どもの歯肉炎状況については、12歳では悪化し、17歳ではほぼ横ばいの結果となりました。

評価指標と目標値：2 学齡期

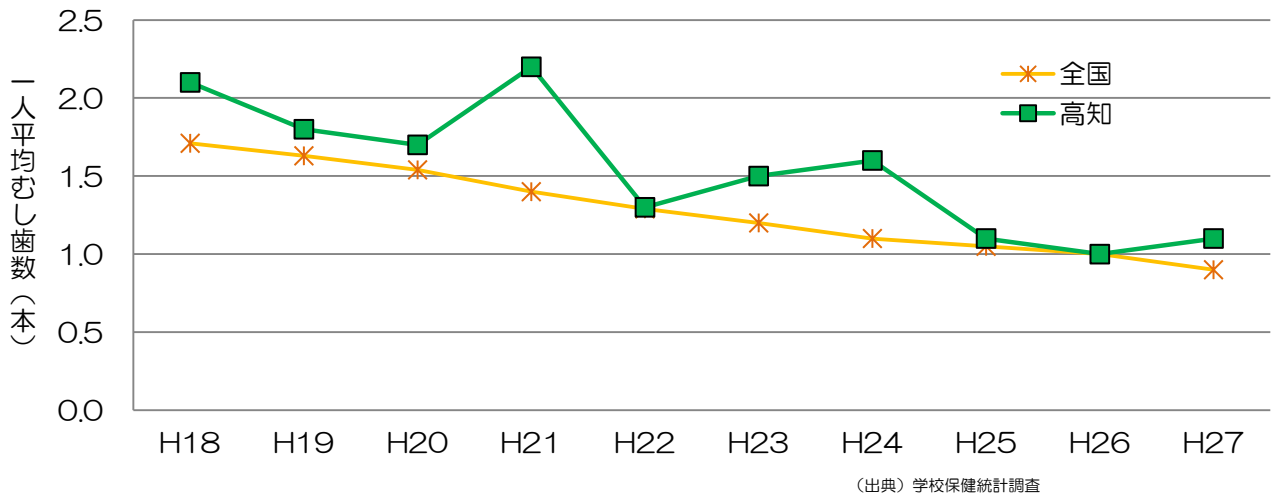
評価指標	H23年度 （※はH22年 度）	目標値 H28年度（県）	直近値（県）	目標達成状況 （H28年度）
一人平均むし歯数 （永久歯） 12歳	1.5本 ¹⁾	1本以下	1.1本 ²⁾	○
一人平均むし歯数 （永久歯） 17歳	3.7本 ¹⁾	2本以下	3.1本 ²⁾	○
歯肉炎を有する者の割合 12歳	4.9% ¹⁾	3%以下	5.1% ²⁾	×
歯肉炎を有する者の割合 17歳	6.3% ¹⁾	4%以下	6.0% ²⁾	△

◆評価：◎目標値に達した ○目標値に達していないが改善された △横ばい ×目標未達成

1) 平成22年度高知県学校歯科保健調査（高知県・高知県歯科医師会）

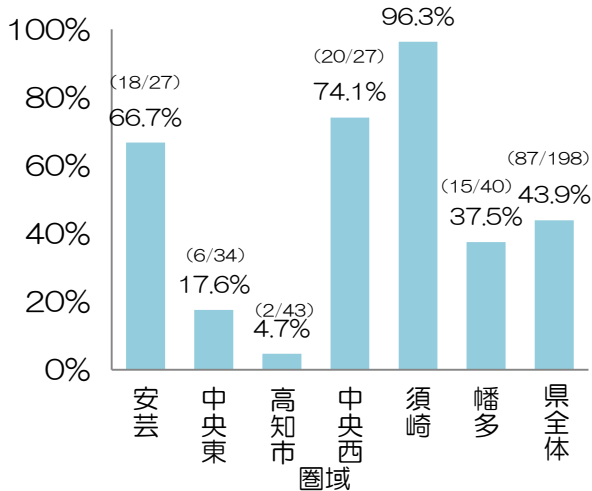
2) 平成26年度高知県学校歯科保健調査（高知県・高知県歯科医師会）

【12歳の一人平均むし歯数の推移】



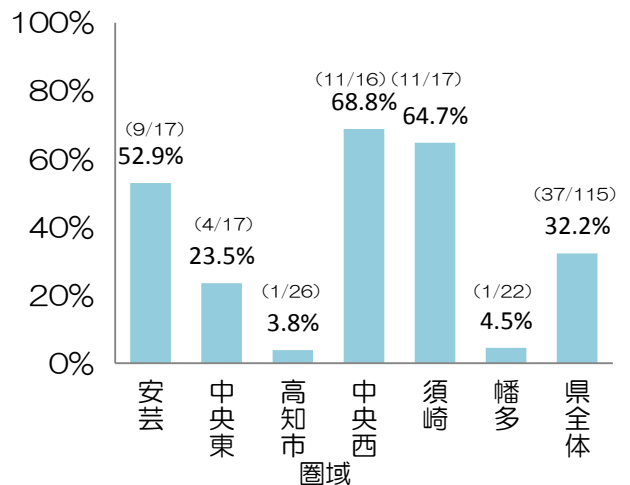
【圏域・施設別フッ素洗口実施状況(27年度末)】

小学校実施率
(実施施設数/対象施設数) (26/27)



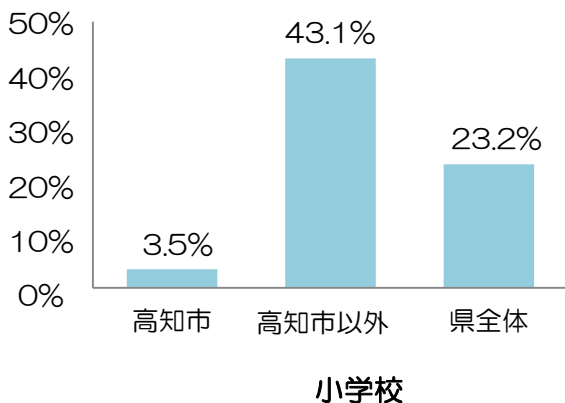
(出典) 平成27年度フッ化物応用実施状況調査

中学校実施率
(実施施設数/対象施設数)

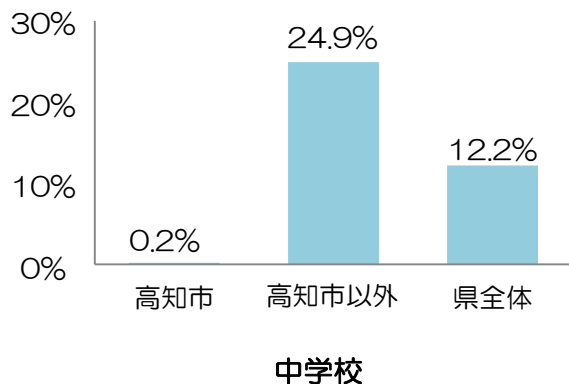


(出典) 平成27年度フッ化物応用実施状況調査

【フッ素洗口実施人数の割合(27年度末)】



(出典) 平成27年度フッ化物応用実施状況調査

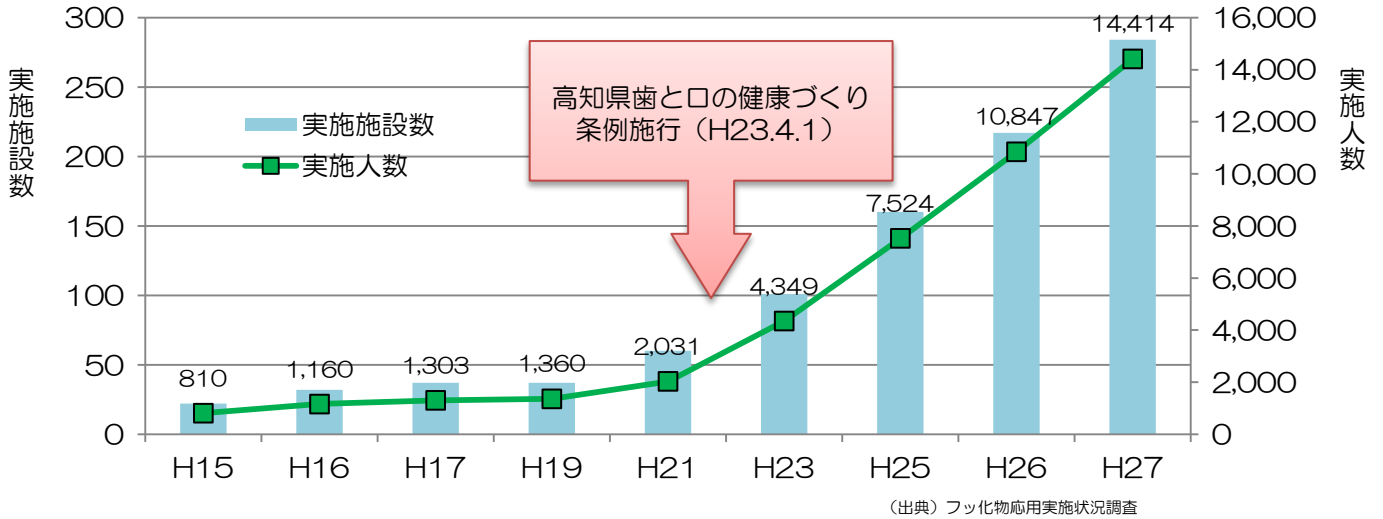


(出典) 平成27年度フッ化物応用実施状況調査

【フッ素洗口実施状況（保育所・幼稚園等、小・中学校等）の推移】

フッ素洗口実施	H21年度末 条例施行前	H25年度末	H26年度末	H27年度末
実施施設数	60	157	217	284
実施市町村数 (実施率)	15/34 (44.1%)	24/34 (67.6%)	28/34 (70.6%)	34/34 (100%)

【フッ素洗口実施施設および実施人数の推移】



3 成人期～高齢期（18歳以上）

成人期以降の取り組みとしては、テレビCM等のマスメディアの活用や、歯周病予防の普及啓発イベント、および県民公開講座の開催により、歯周病を予防することで全身の健康維持につながることの周知や、歯間部清掃指導（デンタルフロス等の使用）について啓発を行いました。また、歯周病予防について健康教育及び啓発を行う歯科衛生士等の人材を育成するための研修会を開催し、健診の場などで歯周病予防の重要性や、かかりつけの歯科医を定期的に受診することの必要性などについて、県内各地で周知を図りました。

高齢期の取り組みとしては、歯科医師会、歯科衛生士会等と連携し、介護予防に従事する職員に対して、口腔機能の向上や口腔ケアの必要性についての人材育成研修を開催したり、介護予防手帳をリニューアルし、口腔機能の重要性などの普及啓発に取り組みました。

その結果、歯間部清掃用具を使用する人の割合と、定期的に歯科健診を受けている人の割合が増加しました。また、60歳で24本以上自分の歯がある人の割合及び80歳で20本以上自分の歯がある人の割合は増加しました。

また、進行した歯周病に罹患する人の割合は、通院患者では悪化、一般住民では改善する結果となりました。

評価指標と目標値：3 成人期から高齢期

評価指標		H23年度	目標値 H28年度 (県)	直近値(県)	目標達成状況 (H28年度)
40歳代で進行した歯周病（4mm以上の歯周ポケットあり）を有する者の割合	通院患者	38.9% ¹⁾	20%以下	49.2% ²⁾	×
	(参考) 一般住民	31.8% ³⁾		16.4% ⁴⁾	◎
50歳代で進行した歯周病（4mm以上の歯周ポケットあり）を有する者の割合	通院患者	44.3% ¹⁾	30%以下	61.3% ²⁾	×
	(参考) 一般住民	47.7% ³⁾		26.7% ⁴⁾	◎
歯間部清掃用具を使用する人の割合		42.0% ¹⁾	50%以上	58.2% ²⁾	◎
定期的に歯科健診を受けている人の割合		37.5% ¹⁾	50%以上	53.5% ²⁾	◎
60歳で自分の歯を24本以上有する人の割合		70.6% ¹⁾	80%以上	72.8% ²⁾	○
80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合		25.9% ¹⁾	40%以上	59.3% ²⁾	◎

◆評価：◎目標値に達した ○目標値に達していないが改善された △横ばい ×目標未達成

1) 平成23年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）
2) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）

3) 平成23年度健康増進事業歯周疾患検診実績
4) 平成27年度健康増進事業歯周疾患検診実績

4 障害（児）者・要介護者

障害（児）者・要介護者への取り組みとしては、訪問歯科診療を利用する方の相談窓口として在宅歯科連携室を設置するとともに、在宅歯科医療の推進について医療及び介護関係者等で協議する在宅歯科医療連携室整備事業連携協議会を設置しました。

また、在宅歯科医療等の重要性を啓発するためのテレビ番組、テレビCMを作成し、県民に広く普及啓発を行うとともに、無歯科医地区を除く全市町村に、貸出用の訪問歯科医療機器を整備し、訪問歯科診療を行う歯科医師へのサポート体制を構築しました。

さらには、歯科医療関係者や介護サービス従事者等を対象とした口腔機能向上研修を開催することで、人材の育成を行いました。

その結果、関係機関間の連携を強化し、在宅歯科医療提供体制を充実化させました。また、県歯科医師会では高知市および宿毛市に設置した歯科保健センターを運営し、重度心身障害（児）者に対する歯科医療提供体制を維持しています。

II 在宅等歯科医療対策

1 在宅歯科医療の推進

※第2期計画における「在宅歯科医療対策」については、第1期計画の障害（児）者・要介護者への取り組みの中に位置付けており、取り組み評価については、前項に記載しています。

2 がん医療における医科歯科連携の推進

がん治療時の口腔ケア等対策については、高知大学医学部附属病院及び高知医療センターの歯科医師等を構成員とする医科歯科連携推進事業検討会を設置し、高知県におけるがん患者診療に関わる医科歯科医療連携マニュアルを作成することで、医科歯科連携の推進を図りました。

III 災害時歯科保健医療対策

災害対策の取り組みとしては、災害時の医療救護活動について協議する災害医療対策本部及び支部会議を設置するとともに、災害時歯科保健医療対策検討会を設置し、関係者の連携体制を構築しました。また、高知県歯科医師会に衛星携帯電話機を整備するとともに、災害時にも活用できる貸出用訪問歯科医療機器を無歯科医地区を除く全市町村に整備を完了（再掲）しました。医薬品についても、高知市以外の15歯科診療所、高知市の歯科保健センター、高知医療センター及び高知大学医学部附属病院に歯科用医薬品等を流通備蓄する体制を構築しました。さらに、高知県歯科保健医療対策に関する協定の締結により、四国唯一の歯学部を有する徳島大学も含む県内外の歯科関係団体との協力関係を構築しました。

IV その他の歯科保健医療対策

1 へき地の歯科保健医療対策

県内で唯一歯科診療所がない離島である鵜来島に、島民のニーズ調査に基づき、離島歯科診療班の年2回の派遣体制を構築しました。また、貸出用訪問歯科医療機器を無歯科医地区を除く全市町村に整備することで、訪問歯科診療を実施する歯科医療機関を増加させ、歯科医療提供体制の充実化を図りました。

2 休日等の歯科救急医療

休日等の歯科医療については、「こうち医療ネット」による診療情報の提供により、休日等でも歯科保健医療サービスが受けられるよう、取り組みました。

また、歯科の初期救急患者に対応するために、安芸、高幡、幡多の各保健医療圏では、在宅当番医制により年末年始や5月の連休時に、また、中央保健医療圏では、「高知県歯科医師会歯科保健センター」において休日などに、歯科診療を行っています。

第3章 現状と課題

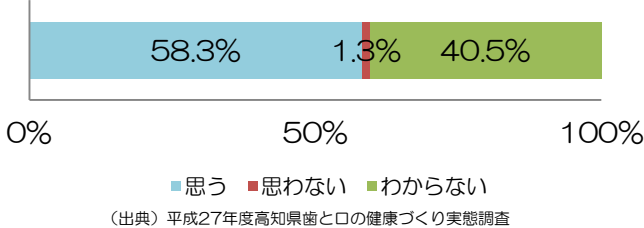
I ライフステージ等に応じた歯科保健対策

1 妊娠期・胎児期

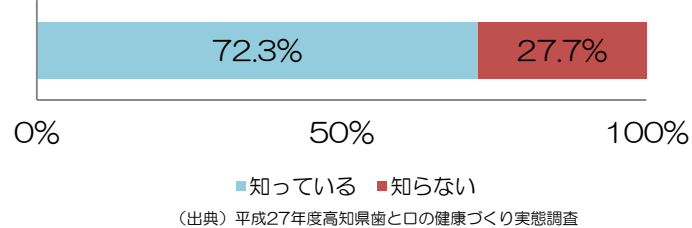
(現状)

- ◆平成27年度に実施した妊婦を対象としたアンケート調査結果から、「むし歯予防にはフッ素応用が有効だと思う」と回答した割合は全体の58.3%であり、まだ4割の方が有効性を認識していない状況でした。
- ◆「全身疾患と歯周病との関連性を知っている」と回答した割合は全体の72.3%で、このうち、関連する疾患が低体重児出生及び早産と回答した割合は65.3%でした。一方、症状がなくても定期的に歯科を受診している割合は28.7%であり、歯周病と低体重児出生・早産との関連の認知度と歯科受診行動との間に差が認められました。

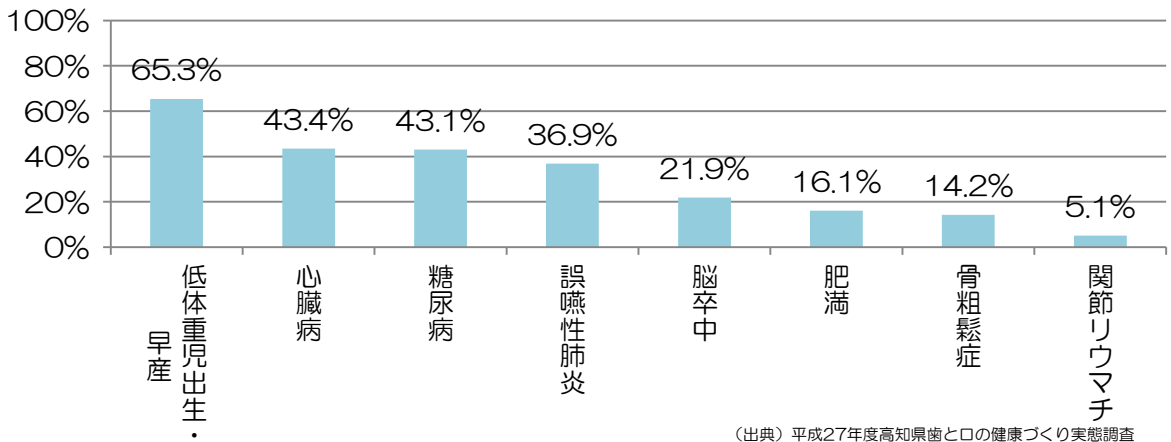
【「むし歯予防にフッ素応用が有効」
だと思う人の割合 (%)】



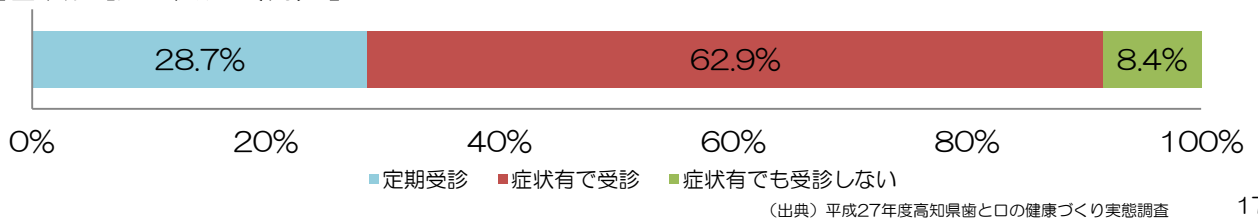
【「歯周病と全身疾患との関連性を知っている」と回答した人の割合 (%)】



【歯周病と関連していると知っている具体的な全身疾患名 (%)】



【歯科受診の状況 (%)】



(課題)

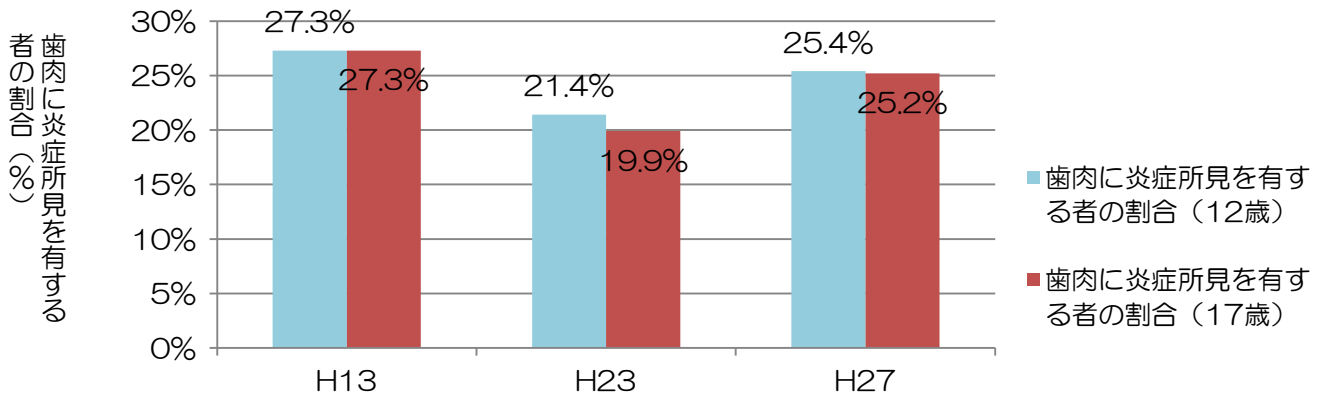
- ◆むし歯予防におけるフッ素応用について、さらに知識を高めるための普及啓発が必要です。
- ◆全身疾患と歯周病予防についての知識の普及啓発だけでなく、妊娠期の歯科受診行動に結びつけるための取り組みが必要です。

2 乳幼児期～学齢期（0歳～17歳）

(現状)

- ◆一人平均むし歯数とむし歯を有する者の割合は減少傾向にあり、フッ素応用は着実に普及していますが、市町村間で実施率に差があります。
- ◆市町村ごとの一人平均むし歯数（12歳）の状況は、最も多い市町村で13.7本に対し、最も少ない市町村では0.4本と、大きな差がみられます。
- ◆学齢期の歯肉に炎症所見のある者の割合は、悪化もしくは横ばい状況であり、歯周病にかかっている者（※G：歯肉炎の者とGO：歯肉炎要観察の者の合計）の割合は27.7%でした。

【学齢期における歯肉に炎症所見を有する者（※）の割合（％）の推移】



(課題)

(出典) 高知県学校歯科保健調査

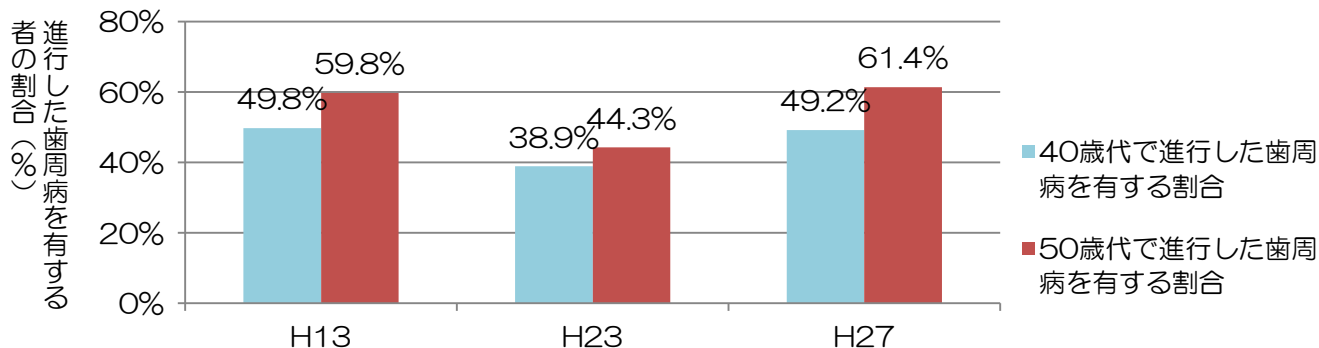
- ◆市町村におけるむし歯予防対策の推進と格差の是正のための支援が必要です。
- ◆学齢期における歯周病予防対策の充実が必要です。

3 成人期～壮・中年期（18歳～64歳）

（現状）

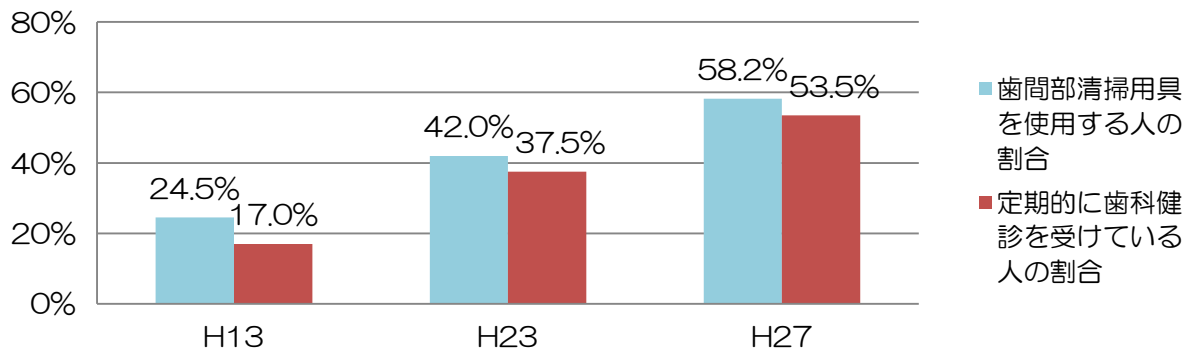
- ◆40歳代、50歳代の進行した歯周病を有する者の割合は、前回調査より増加し、10年前と比較してもほぼ横ばいの状況です。
- ◆定期的に歯科健診を受けている人の割合と、歯間部清掃用具を使用する人の割合は増加しています。

【40歳代及び50歳代で進行した歯周病を有する者の割合（％）の推移】



（出典）高知県成人歯科疾患実態調査、高知県歯と口の健康づくり実態調査

【歯間部清掃用具を使用する人の割合（％）及び定期的に歯科健診を受けている人の割合（％）の推移】



（出典）高知県成人歯科疾患実態調査、高知県歯と口の健康づくり実態調査

（課題）

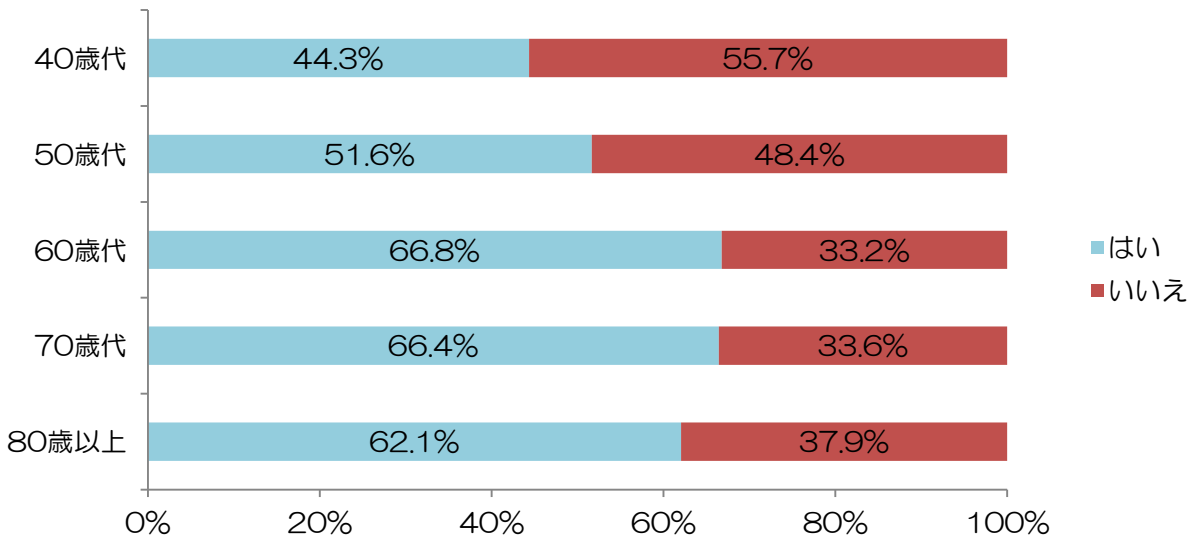
- ◆引き続き、定期的な歯科健診受診勧奨等の継続が必要です。
- ◆歯周病の発症および重症化の防止が必要です。

4 高齢期（65歳以上）

（現状）

- ◆定期的に歯科健診を受けている人の割合と、歯間部清掃用具を使用する人の割合は増加しています（再掲）。
- ◆定期的に歯科健診を受けている人の割合は、80歳以上を除いて年齢が上がるにつれて高くなり、60歳以上では、6割を超える人が受診している状況です。
- ◆歯の喪失については、抑制が進み、60歳では目標値を達成しなかったものの、改善しており、80歳では目標値を達成しました（再掲）。

【定期的に歯科健診を受けている人の割合（％）：年齢階級別】



（出典）平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

（課題）

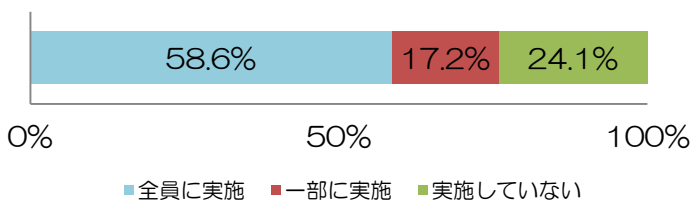
- ◆60歳までの歯の喪失防止のための取り組みが必要です。
- ◆歯周病の発症および重症化の防止が必要です。

5 障害（児）者・要介護者

（現状）

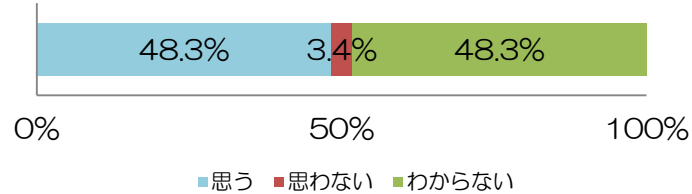
- ◆平成27年度に実施した高知県歯と口の健康づくり実態調査結果から、障害（児）者施設における定期的な歯科健診を実施している割合は、全体の75.9%でした。
- ◆フッ素はむし歯予防に有効だと答えた障害（児）者施設は48.3%、高齢者福祉施設等では50.5%でした。これに対し、実際にフッ素を用いたむし歯予防を実施していると回答した障害（児）者施設は17.2%、高齢者福祉施設等は6.8%でした。
- ◆高齢者福祉施設等における定期的な歯科健診を実施している割合は、全体の42.7%でした。
- ◆定期的に職員対象の口腔ケアに関する研修を実施していると回答した障害（児）者施設の割合は3.4%で、高齢者福祉施設等の割合は12.6%でした。

【定期的に歯科健診を実施している障害（児）者施設の割合（%）】



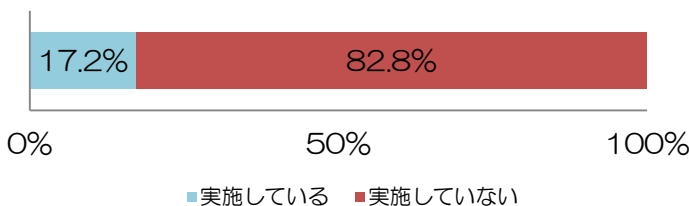
（出典）平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【「むし歯予防にフッ素応用が有効」だと思う障害（児）者施設の割合（%）】



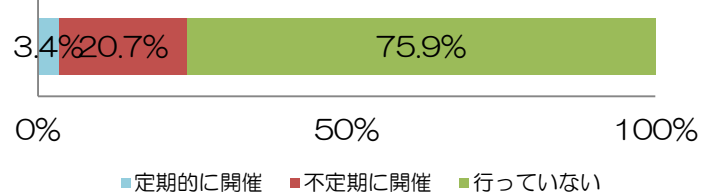
（出典）平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【フッ素を用いたむし歯予防を実施している障害（児）者施設の割合（%）】



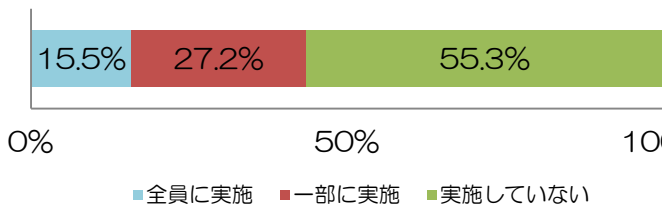
（出典）平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【職員対象の口腔ケアに関する研修会を開催している障害（児）者施設の割合（%）】



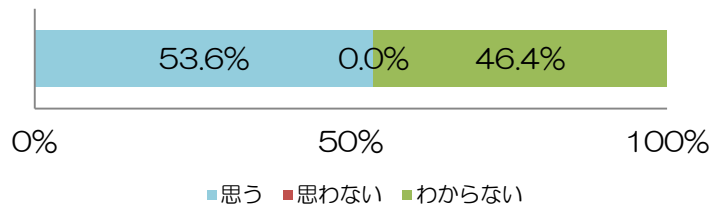
（出典）平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【定期的に歯科健診を実施している
高齢者福祉施設等の割合（％）】



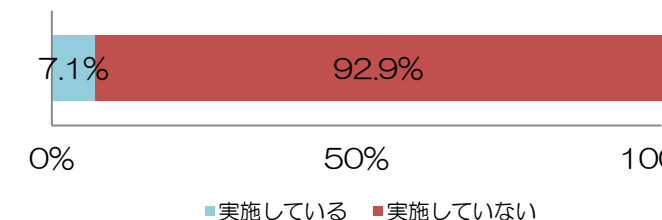
(出典) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【「むし歯予防にフッ素応用が有効」だと
思う高齢者福祉施設等の割合（％）】



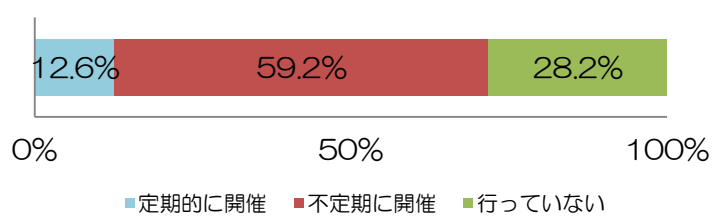
(出典) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【フッ素を用いたむし歯予防を実施して
いる高齢者福祉施設等の割合（％）】



(出典) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【職員対象の口腔ケアに関する研修会を開催
している高齢者福祉施設等の割合（％）】



(出典) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

(課題)

- ◆ 障害（児）者施設および高齢者福祉施設等の入所者が、定期的に歯科健診を受けられる機会を確保することが必要です。
- ◆ 障害（児）者や要介護者は、特にむし歯や歯周病のリスクが高く、予防が重要であるため、フッ素を用いた効果的なむし歯予防等を実施する必要があります。
- ◆ 障害（児）者や要介護者が必要な時に歯科医療や歯科保健サービスを受けられるように、体制の拡充が必要です。
- ◆ 要介護者等に適切な口腔ケアを行うことは誤嚥性肺炎等の予防にもつながるため、施設職員等を対象とした研修を行い、口腔ケアの重要性の周知とスキルアップを行う必要があります。

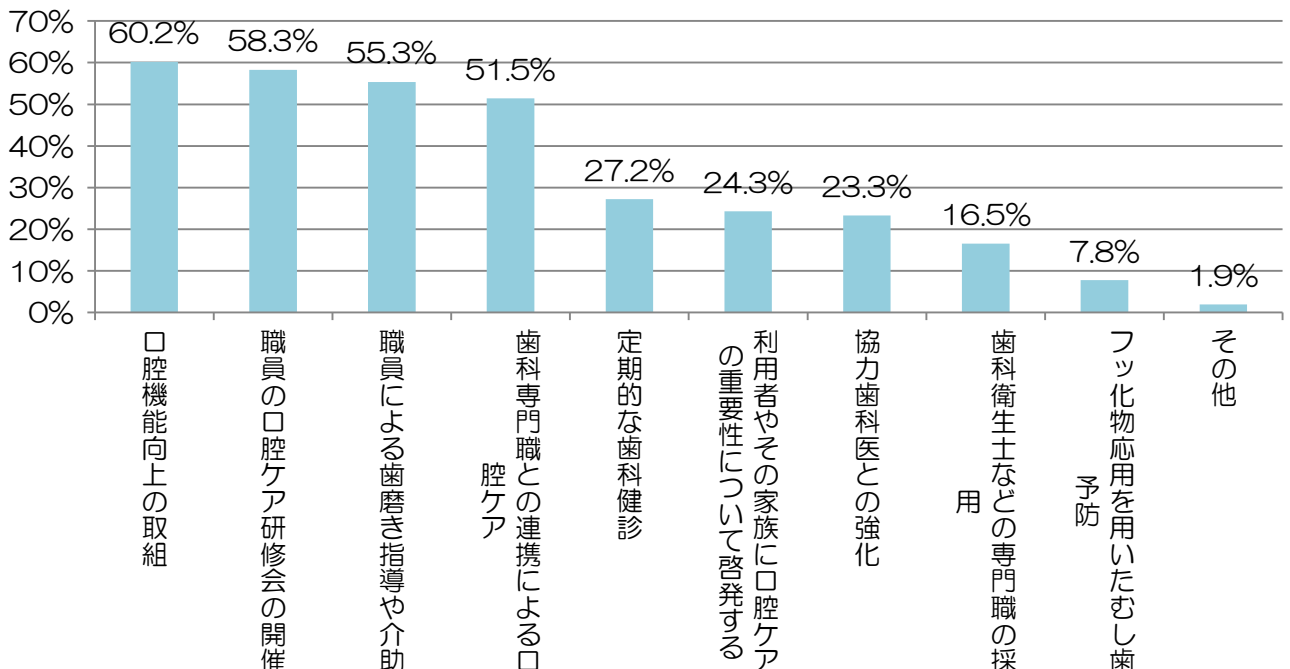
Ⅱ 在宅等歯科医療対策

1 在宅歯科医療の推進

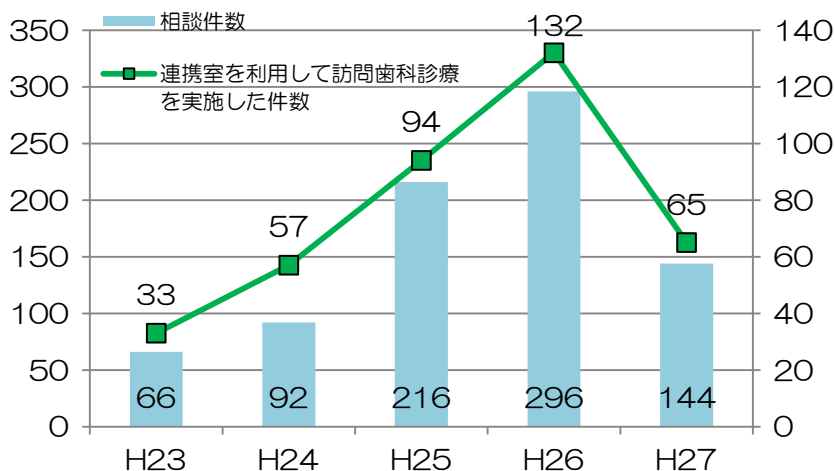
(現状)

- ◆平成27年度に実施した高知県歯と口の健康づくり実態調査結果から、高齢者福祉施設等において、利用者の歯と口腔の健康管理のため、今後強化したい活動について、最も多かったのが「口腔機能向上の取り組み：60.2%」で、次いで「職員の口腔ケア研修会の開催：58.3%」となっており、口腔ケアや口腔機能向上の重要性についての認識が高まっています。(再掲)
- ◆平成28年度に実施したケアマネジャーを対象としたアンケート調査では、「在宅歯科連携室」を知っていると回答した人の割合が61.0%で、知らなかったと回答した人の割合が38.6%でした。
- ◆「在宅歯科連携室」の利用件数は、平成23年度の66件から、平成26年度には296件まで増加し、在宅歯科連携室を通じて訪問歯科診療を実施した件数も、平成23年度の33件から、平成26年度には132件まで増加しました。しかしながら、平成27年度はいずれの件数も大きく減少しています。
- ◆「在宅歯科連携室」では、訪問歯科診療を実施する歯科医療機関に対して、訪問歯科医療機器の貸出を行っており、無歯科医地区を除く全市町村への配置が完了した平成25年度以降、年々貸出件数が増加しています。
- ◆高齢化の進行や要介護者の増加により、在宅歯科医療の普及に向けた歯科衛生士・歯科技工士等の確保が求められています。

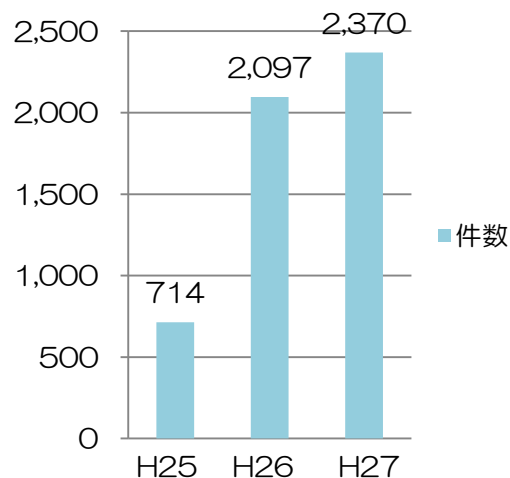
【利用者の歯や口腔の健康管理のために「今後強化したい」または「取り入れたい」活動(%)】



【在宅歯科連携室の相談件数及び連携室を利用して訪問歯科診療を実施した件数】



【在宅歯科連携室からの訪問歯科医療機器貸出件数の推移】



(課題)

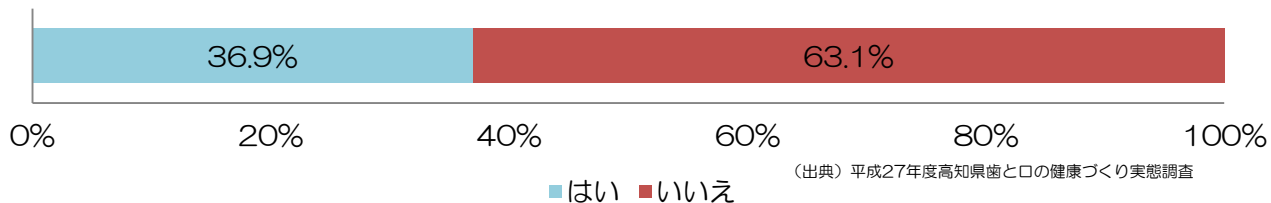
- ◆「在宅歯科連携室」の体制の強化及び関係者への周知と、連携室機能を活用した在宅歯科医療の推進が必要です。
- ◆高齢者福祉施設等での人材育成を継続して強化する必要があります。
- ◆訪問歯科医療に従事する歯科衛生士等の確保が必要です。

2 がん医療における医科歯科連携の推進

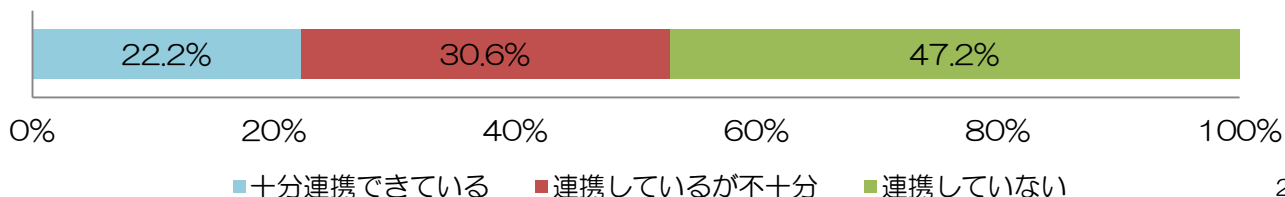
(現状)

- ◆平成27年度に実施した高知県歯と口の健康づくり実態調査結果（県民対象）から、がん治療時の口腔ケアの効果について、「知っている」と回答した人の割合は36.9%でした。
- ◆県内でがん治療を行っている医療機関を対象とした調査で、歯科医療機関との連携については、「連携していない」と回答した割合が47.2%で最も高く、次いで「連携しているが不十分」と回答した割合が30.6%となっています。

【がん治療時の口腔ケア等の効果を知っている人の割合（%）】

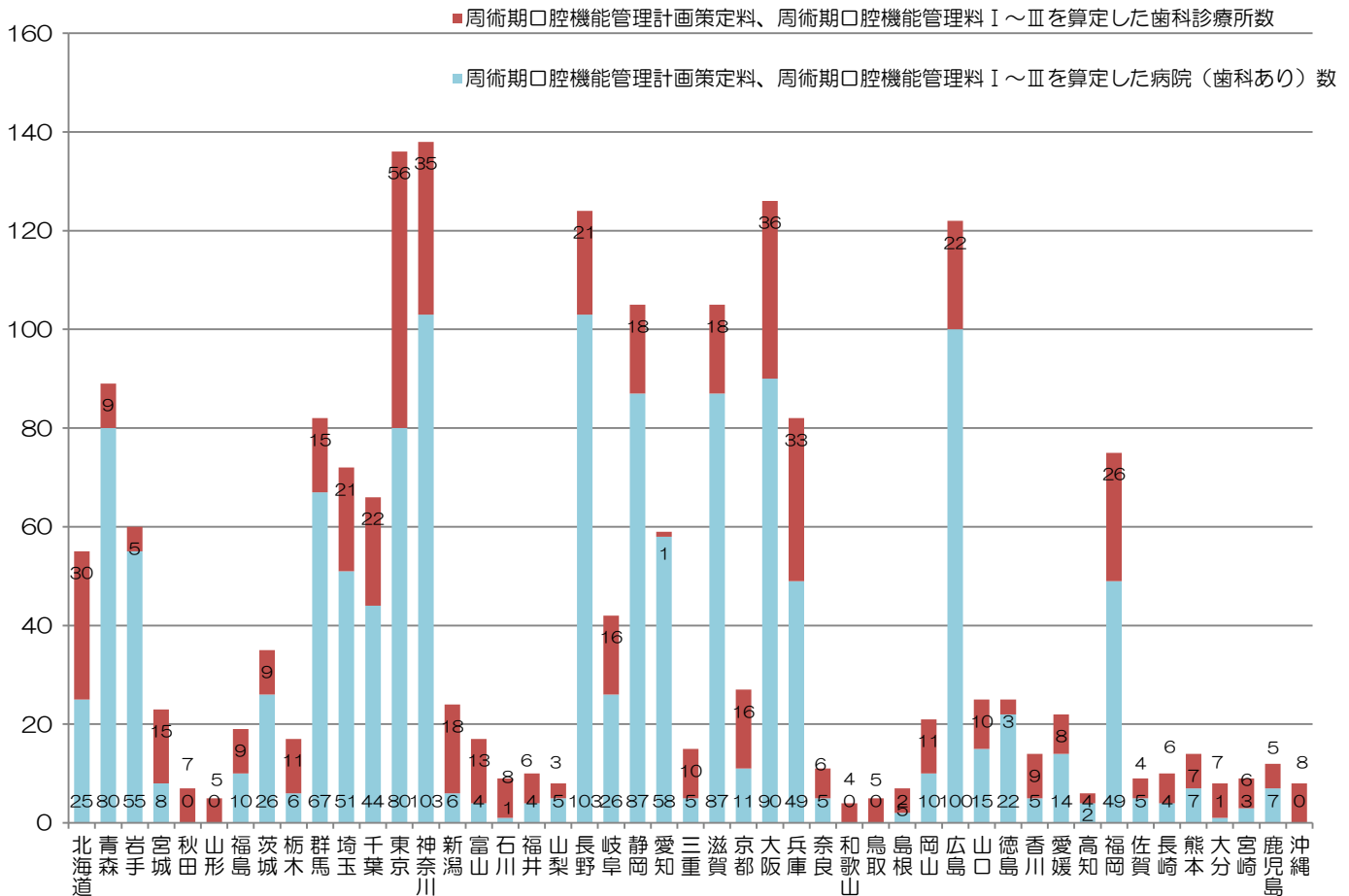


【がん治療時の医科歯科連携の状況（%）】



(出典) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査

【周術期口腔機能管理料等を算定した歯科医療機関数（H25.7.1現在）】



(出典) 厚生労働省保険局医療課調べ(平成25年)

(課題)

- ◆がん治療時の口腔ケア等の効果について、県民、医療関係者等への普及啓発の強化が必要です。
- ◆取り組みを進めるために、医科歯科連携の体制づくりが必要です。
- ◆歯科保健対策に加え、歯科医療対策の強化が必要です。

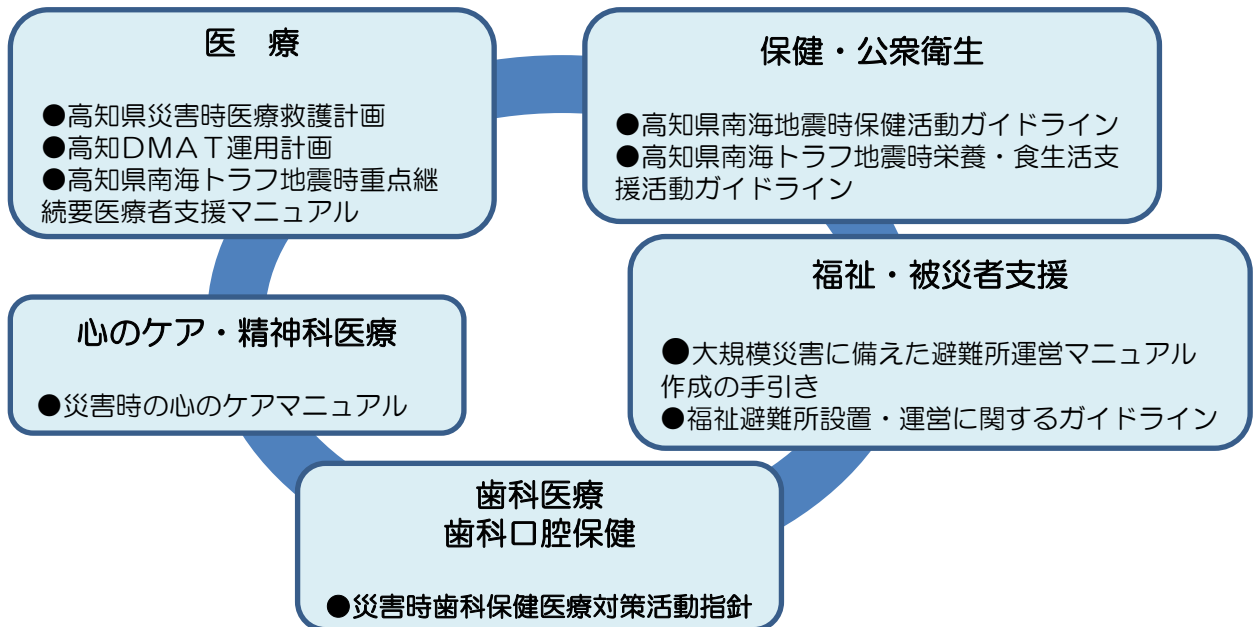
Ⅲ 災害時歯科保健医療対策

(現状)

- ◆高知県災害時歯科保健医療対策検討会を設置し、災害時等の歯科保健医療対策の基本的事項を定めた指針づくりに取り組みました。
- ◆災害時を含む歯科保健医療対策推進のための5者協定（高知県歯科医師会、高知大学、徳島大学、高知学園短期大学、高知県）を締結しました。

参考

【南海トラフ地震対策に関する保健・医療・福祉分野の計画・ガイドライン等】



災害時には、生活環境や食生活をはじめ生活習慣の変化により、歯と口の健康状態の低下を招きやすく、全身の健康状態にも悪影響を及ぼすおそれがあります。また、高齢者は、口腔衛生状態の悪化により誤嚥性肺炎の発症率が高まります。

このため、被災者の歯と口の健康状態を保つとともに、災害関連死を防ぐために災害時に歯科保健医療活動を行うことが重要です。

災害時歯科保健医療対策活動指針は、南海トラフ地震等大規模災害に備え、発災直後から初動体制を整えて、歯科保健医療活動を円滑に実施するためのものです。

【災害時を含む歯科保健医療対策推進のための5者協定の概要】

協定の目的

県内の歯科保健医療にかかわる関係機関（高知県歯科医師会、高知大学、高知学園短期大学）及び四国内唯一の歯学部を有する徳島大学との連携を密にすることにより、平時だけでなく災害時の歯科保健医療対策を、地域の実情を踏まえて強力的に推進し、県民の健康長寿に寄与することを目的とする。

【協定の役割分担】

団体	「高知県歯と口の健康づくり基本計画」に基づく取り組みにおける役割	災害時の歯科保健医療対策における役割
高知県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ●地元歯科保健医療に直接従事する者として、現地調査を担当 ●基本計画に基づく歯科保健医療対策に主体的に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時の歯科保健医療対策の実施（避難所等への歯科医療救護班の派遣等） ●身元確認等への協力 ●要介護者等への歯科衛生士と連携した口腔ケアの実施
高知大学	<ul style="list-style-type: none"> ●基本計画に基づく医科歯科連携事業において、地域医療をリードする 	<ul style="list-style-type: none"> ●医科歯科連携による救命処置等 ●身元確認等への協力
徳島大学	<ul style="list-style-type: none"> ●徳島大学での医科歯科連携による取り組みや各専門分野の視点を取り入れた調査の概要及び実施計画の立案 ●医・歯・薬・栄養のそれぞれの視点を取り入れた先進的な取り組みの導入支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ●マンパワー不足に対する支援 ●義歯喪失者等に対する技術的支援 ●身元確認等への協力
高知学園短期大学	<ul style="list-style-type: none"> ●歯科医師と連携した歯科保健医療対策の実施 ●市町村や県が実施する歯科保健事業へのマンパワー及び技術的支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ●歯科医師と連携した現地への口腔ケア班の派遣 ●現地での歯科保健医療のニーズの把握、多職種との連携、歯科医師会等との連携
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ●4者と連携した歯科保健医療対策の実施 ●関係団体等と連携した基本計画の評価、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村等と連携した災害時歯科保健医療対策の実施 ●4者及び関係団体等との連携

（課題）

- ◆災害時の歯科保健医療対策のさらなる充実が必要です。
- ◆高知県災害医療対策本部に災害歯科コーディネーターが中心となった歯科保健医療活動の調整機能を構築するべく、災害時医療救護計画への指針の位置づけが必要です。
- ◆指針に基づいた防災訓練が必要です。

IV その他の歯科保健医療対策

1 へき地の歯科保健医療対策

(現状)

- ◆へき地対策として、無歯科医地区を除く全市町村に、訪問歯科診療を行うための貸出用機器を整備しました。
- ◆離島については、島民のニーズに応じた歯科医療班の派遣による歯科保健医療サービスを提供しています。

(課題)

- ◆へき地への歯科医療提供体制の維持と歯科医療従事者の育成等の取り組みが必要です。

2 休日等の歯科救急医療

(現状)

- ◆休日等の歯科救急医療については、インターネット等を活用した歯科救急情報を提供しています。
- ◆年末年始及び5月の連休時における安芸、高幡、幡多の各保健医療圏での在宅当番医制に対して支援を行っています。
- ◆全県を対象とした休日(日・祝日・年末年始)における歯科診療を高知県歯科医師会歯科保健センターに開設しています。

(課題)

- ◆休日等の歯科医療提供体制の維持が必要です。

第4章 具体的な取り組み

I 歯と口の健康づくりに関する目標

計画の達成状況については、条例に定めている定期的実施する歯科実態調査や、毎年の定期報告が行われている市町村乳幼児健診結果、学校保健統計調査結果などにより把握を行い、評価をする必要があります。

高知県の歯と口の現状と課題を踏まえ、その達成状況から以下のような目標値を設定しました。

評価指標	目標値 H28年度（県）	直近値（県）	目標値H33年度
保護者が仕上げ磨きをしている割合	100%	94.9% ¹⁾	100%
3歳児一人平均むし歯数	1本以下	0.6本 ¹⁾	0.4本以下
むし歯のない3歳児の割合	80%以上	81.3% ¹⁾	90%以上
保育所・幼稚園等でのフッ素洗口の実施割合	30%以上	51.7% ²⁾	80%以上
一人平均むし歯数 （永久歯） 12歳	1本以下	1.1本 ³⁾	0.5本以下
一人平均むし歯数 （永久歯） 17歳	2本以下	3.1本 ³⁾	1.5本以下
歯肉に炎症所見を有する者の割合 12歳	3%以下 （※1）	5.1% ³⁾ （※1） 25.4% ³⁾ （※2）	20%以下
歯肉に炎症所見を有する者の割合 17歳	4%以下 （※1）	6.0% ³⁾ （※1） 25.2% ³⁾ （※2）	20%以下
20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合*	—	74.2% ⁴⁾	70%以下
40歳代で進行した歯周病（4mm以上の歯周ポケットあり）を有する者の割合	20%以下	—	25%以下<P>
40歳の未処置歯を有する者の割合*	—	47.4% ⁴⁾	35%以下
40歳で喪失歯のない者の割合*	—	65.6% ⁴⁾	75%以上
50歳代で進行した歯周病（4mm以上の歯周ポケットあり）を有する者の割合	30%以下	—	30%以下<P>

（データソース）

1) 平成26年度歯科健康診査（1歳6ヶ月及び3歳児健康診査：高知県）

2) 平成27年度フッ化物応用実施状況調査（高知県）

3) 平成26年度高知県学校歯科保健調査（高知県・高知県歯科医師会）

4) 平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）

（※1）G所有者率

（※2）GとGOを含むデータ

*平成24年7月23日厚生労働省「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、今回新たに追加した評価指標

評価指標	目標値 H28年度（県）	直近値(県)	目標値H33年度
歯間部清掃用具を使用する人の割合	50%以上	58.2%	65%以上
定期的に歯科健診を受けている人の割合	50%以上	53.5%	65%以上
60歳の未処置歯を有する者の割合*	—	36.2%	10%以下
60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合*	—	—	45%以下
60歳で自分の歯を24本以上有する人の割合	80%以上	72.8%	80%以上
80歳で自分の歯を20本以上有する人の割合	40%以上	59.3%	60%以上
60歳代における咀嚼良好者の割合*	—	68.4%	80%以上
定期的な歯科健診を全員または一部に実施している障害（児）者入所施設の割合*	—	75.9%	90%以上
定期的な歯科健診を全員または一部に実施している介護老人福祉施設・介護老人保健施設の割合*	—	42.7%	50%以上

（データソース）平成27年度高知県歯と口の健康づくり実態調査（高知県・高知県歯科医師会）

*平成24年7月23日厚生労働省「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」に基づき、今回新たに追加した評価指標

Ⅱ ライフステージ等に応じた歯科保健対策

1 妊娠期・胎児期

(目標)

- ◆妊娠期の良好な食生活・歯みがき習慣の定着を目標とします。
- ◆妊娠期・胎児期の歯や顎の成長に関わる食育への関心を高めることを目標とします。
- ◆むし歯予防におけるフッ素応用の有効性についての理解度を高めることを目標とします。
- ◆歯周病と全身疾患の関連性についての理解度を高めることを目標とします。
- ◆歯周病予防のための定期的な歯科健診の受診の重要性についての認識を高めることを目標とします。

(具体的な取り組み)

- ◆思春期から、母体の健康状態の重要性や、子どもの歯科保健の重要性を啓発します。
【健康対策課、健康長寿政策課】
- ◆市町村が行う妊婦教室等で歯科衛生士による歯科保健教育を推進します。
【健康対策課、健康長寿政策課】
- ◆妊婦歯科健診の実施等により、妊娠期の歯周病予防の重要性を啓発します。
【健康長寿政策課】

2 乳幼児期(0歳～5歳)

(目標)

- ◆保護者が仕上げ磨きをしている割合の増加を目標とします。
- ◆乳歯列が完成する3歳児における一人平均むし歯数の減少を目標とします。
- ◆むし歯のない3歳児の割合の増加を目標とします。
- ◆保育所・幼稚園等でのフッ素洗口実施割合の増加を目標とします。

(具体的な取り組み)

- ◆食育を含め、基本的な生活習慣の重要性を啓発します。
【健康対策課、幼保支援課、健康長寿政策課】
- ◆むし歯・歯肉炎予防のための仕上げ磨きの重要性を啓発します。
【健康対策課、健康長寿政策課】

◆地域間格差の解消のため、効果的なむし歯予防法として、フッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を啓発し、推進します。

【健康対策課、健康長寿政策課】

◆保育所・幼稚園等の職員を対象に、むし歯・歯肉炎予防に直接結びつく、間食や歯みがきについての情報提供や、フッ素応用に関する研修を強化します。

【健康長寿政策課】

3 学齢期（6歳～17歳）

（目標）

◆12歳、17歳における一人平均むし歯数の減少を目標とします。

◆子どもの頃の歯肉炎は成人の歯周病に移行することが多いので、12歳、17歳の歯肉炎罹患率の減少を目標とします。

（具体的な取り組み）

◆むし歯予防と歯肉炎予防の大切さを理解してもらうための啓発を強化します。また、デンタルフロスなどの歯間部清掃用具の使用について啓発します。

【スポーツ健康教育課、健康長寿政策課】

◆地域間格差の解消のため、効果的なむし歯予防法として、フッ素入り歯磨剤の使用やフッ素塗布、フッ素洗口などのフッ素応用を啓発し、学校での実施を推進します。

【スポーツ健康教育課、健康長寿政策課】

◆学校等の職員を対象に、むし歯・歯肉炎予防に直接結びつく、間食や歯みがきについての情報提供や、フッ素応用に関する研修を強化します。

【スポーツ健康教育課、健康長寿政策課】

◆学校歯科医、学校関係者、行政、歯科医師会等の連携を密にし、学校における歯科保健を推進します。

【スポーツ健康教育課、健康長寿政策課】

◆子どもの頃からの良好な生活習慣の定着のため、副読本を活用した健康教育を行います。

【健康長寿政策課】

◆高校生には、母子保健の重要性と良好な食生活と生活習慣の形成の啓発を行います。

【健康対策課、スポーツ健康教育課、健康長寿政策課】

4 成人期～壮・中年期（18歳～64歳）

（目標）

- ◆歯周病の増加が見られる40歳代、50歳代、60歳代において、「進行した歯周病に罹患している人の減少（割合）」を目標とします。
- ◆歯間部の歯垢を除去するには、歯ブラシによる口腔清掃に加えて、歯間部清掃用具（デンタルフロスや歯間ブラシ等）を使用することが効果的であるため、「歯間部清掃用具を使用している人の増加（割合）」を目標とします。
- ◆むし歯や歯周病等の予防は、日常生活において、食習慣、喫煙、口腔清掃やフッ素の利用等の保健行動を適切に習慣化することが基本となります。この基本に加えて、定期的に精密検査と必要な予防処置や保健指導を受けることにより、歯科疾患はさらに効果的に予防されます。この予防処置や保健指導は主に歯科医療機関において実施されていることから、「定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の増加（割合）」を目標とします。
- ◆「60歳において現在歯を24本以上有する人の増加（割合）」を目標とします。
- ◆「60歳代における咀嚼良好者の割合の増加」を目標とします。
- ◆がん治療時に、歯科と十分に連携できる医療機関数の増加を目標とします。
- ◆がん治療時の口腔ケアの効果について、理解度を高めることを目標とします。

（具体的な取り組み）

- ◆成人期以降のむし歯予防として、健診事業など様々な機会を活用し、フッ素入り歯磨剤の利用、口腔清掃の定着を図ります。

【健康長寿政策課】

- ◆マスメディアなどを活用して、歯周病予防の重要性や歯科健診に基づいた、必要な精密検査、予防処置及び定期的な受診を勧奨します。また、歯周病と全身疾患との関連性等についても普及啓発を行います。

【健康長寿政策課】

- ◆成人期以降の歯周病対策として、健診事業など様々な機会を活用し、健康教育と実践的な歯間部清掃指導（デンタルフロス等の使用）を推進します。

【健康長寿政策課】

- ◆「精密検査・予防の勧奨等によりかかりつけ歯科医療機関を受診すること」及び「定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合」を増やします。

【健康長寿政策課】

◆喫煙と歯周病との関連等について、正しい知識の普及啓発を促進します。

【健康長寿政策課】

◆がん治療時の医科歯科連携を推進するため、医療従事者等を対象とした研修や、関係者による検討会の開催を促進します。

【健康長寿政策課】

5 高齢期（65歳以上）

（目標）

◆「80歳において現在歯（自分の歯）を20本以上有する人の増加（割合）」を目標とします。

（具体的な取り組み）

◆むし歯予防、歯周病予防については、成人期に準じた取り組みを進めます。

【健康長寿政策課】

◆高齢になると糖尿病や高血圧症などの複数の薬剤を服用している人の割合も多いため、全身状態に応じた歯科治療と予防処置を受ける必要があります。このため、歯科医療関係者に対し、多様化する最新の歯科医療と救急対応についての研修や講習会を歯科医師会と連携して開催し、歯科医療水準の向上をはかります。

【健康長寿政策課】

◆「かみかみ百歳体操」などの有効な口腔機能の向上プログラムの普及啓発を図ります。

【高齢者福祉課】

◆歯科医師会、歯科衛生士会等と連携し、介護予防に従事する職員に対して、口腔機能の向上や口腔ケアの必要性についての普及啓発を促進します。

【健康長寿政策課、高齢者福祉課】

◆口腔機能の向上や口腔ケアの普及啓発を促進します。

【健康長寿政策課、高齢者福祉課】

6 障害（児）者・要介護者

（目標）

- ◆要介護者や障害（児）者等が必要な時に歯科保健サービスや歯科医療を受けることができるよう情報提供や、提供できる体制整備を目標とします。
- ◆障害者施設および高齢者福祉施設等で、入所者が定期的に歯科健診を受けられる施設数の増加を目標とします。
- ◆障害者施設等において、効果的なむし歯予防法としてフッ素の効果を理解し、フッ素応用に取り組む施設数の増加を目標とします。
- ◆高齢者福祉施設等の職員を対象とした口腔ケアに関する研修など、職員の資質向上に関する取り組みを実施する施設数の増加を目標とします。

（具体的な取り組み）

- ◆知的障害（児）者、身体障害（児）者、精神障害者及び要介護者等への歯科保健事業を推進し、歯科保健水準の向上を図ります。
【障害保健福祉課】
- ◆通園施設、通所作業所等において、通所児（者）・入所（児）者への歯科健診及び施設職員等への口腔ケア・食事介助指導を推進します。
【障害保健福祉課】
- ◆効果的なむし歯予防法として、施設におけるフッ素応用を啓発し、推進します。
【健康長寿政策課】
- ◆歯科医師会、歯科衛生士会等と連携し、介護に従事する職員等に対して、研修会や講演会を実施し、人材の育成・確保を図ります。
【高齢者福祉課、健康長寿政策課】

Ⅲ 在宅等歯科医療対策

1 在宅歯科医療の推進

(目標)

- ◆高齢者福祉施設等の職員を対象とした口腔ケアに関する研修など、職員の資質向上に関する取り組みを推進します。(再掲)
- ◆障害者施設および高齢者福祉施設等で、入所者が定期的に歯科健診を受けられる施設数の増加を目標とします。(再掲)
- ◆在宅歯科連携室や貸出用在宅歯科医療機器の活用により在宅歯科医療を推進します。

(具体的な取り組み)

- ◆在宅での重度障害(児)者や要介護者等に対して歯科医師、歯科衛生士のチームによる訪問診療を推進します。

【障害保健福祉課、健康長寿政策課】

- ◆在宅歯科医療に関わる多職種間の連携を促進します。

【医療政策課、健康長寿政策課】

- ◆歯科医師会、歯科衛生士会等と連携し、介護に従事する職員等に対して、研修会や講演会を実施し、人材の育成・確保を図ります。(再掲)

【高齢者福祉課、健康長寿政策課】

- ◆在宅歯科連携室の機能を強化し、介護関係者等との連携を強化するとともに、訪問歯科診療のニーズを抽出し、訪問歯科医療提供体制の充実化を図ります。

【健康長寿政策課】

- ◆歯科医師会、県内外の大学等の関係機関と連携し、訪問歯科医療に従事する歯科衛生士・歯科技工士等の確保に努めます。

【健康長寿政策課】

2 がん医療における医科歯科連携の推進

(目標)

- ◆がん治療時に、医療機関と歯科医療機関との連携を推進します。
- ◆がん治療時の口腔ケアの重要性についての認識を高めることを目標とします。

(具体的な取り組み)

- ◆がん治療時の医科歯科連携を推進するため、医療従事者等を対象とした研修や、関係者による検討会の開催を促進します。

【健康長寿政策課】

- ◆がん診療拠点病院等に、がん治療時の医科歯科連携を推進するための拠点を設置し、院内・院外における関係機関との連携を強化し、がん治療を受ける際に必要な歯科保健医療サービスが受けられる体制を支援します。

【健康長寿政策課】

IV 災害時歯科保健医療対策

(目標)

- ◆災害時の円滑な歯科医療の提供や口腔衛生の確保、歯科医療機能の早期回復が図られる体制を構築します。

(具体的な取り組み)

- ◆災害時に円滑な歯科医療の提供および口腔衛生の確保を行うため、活動指針を策定し、歯科医療関係団体の連携を強化するとともに、指針に基づいた災害時の対応力を向上させるための訓練等を行います。

【健康長寿政策課】

- ◆災害時に対応できる歯科保健・医療に関する研修等を実施し、人材の育成を行います。

【健康長寿政策課】

- ◆災害時にも対応できる携帯用歯科医療機器の貸出管理を行い、避難所に派遣できる態勢を維持します。

【健康長寿政策課】

- ◆歯科医療救護活動に使用する歯科用医薬品等を確保するため、県歯科医師会が支部（高知市支部を除く）ごとに選定する歯科診療所、県歯科医師会歯科保健センター、高知医療センター及び高知大学医学部附属病院に流通備蓄の方法により備蓄します。

【医事薬務課】

- ◆災害時に、歯科医療の提供を含め、医療救護活動が円滑に行われるよう、「高知県災害時医療救護計画」の不断の見直しを行います。

【医療政策課】

V その他の歯科保健医療対策

1 ヘキ地の歯科保健医療対策

(目標)

- ◆ヘキ地への歯科医療提供体制の充実を目標とします。

(具体的な取り組み)

- ◆無歯科医地区への訪問が可能な歯科医院の増加を推進します。
【健康長寿政策課、医師確保・育成支援課】
- ◆離島（鵜来島）に対しては、島民のニーズに応じて離島歯科診療班を定期的に派遣する体制を維持します。
【健康長寿政策課、医師確保・育成支援課】
- ◆一般の歯科診療所での対応が困難な場合には病院歯科との連携、いわゆる病診連携が重要となります。そこで、歯科医師、歯科衛生士による予防処置を受けられる体制づくりとともに、歯科医療機関における病診連携を促進します。
【健康長寿政策課、医師確保・育成支援課】

2 休日等の歯科救急医療

(目標)

- ◆休日等の歯科医療の提供ができる体制を維持します。

(具体的な取り組み)

- ◆インターネット等の活用による歯科救急情報の提供を充実します。
- ◆日・祝日・年末年始における休日救急歯科診療体制を維持します。

【医療政策課】

人生にとって、健康ほど幸せなことはいない。また、心身ともに豊かな人生を送ることは、県民はもとより人類共通の願いとも言える。中でも、その健康を支える基となるのは、いくつになっても元気に口から食物を摂取し続けることではないだろうか。そのためにも、歯と口の健康づくりは、豊かな人生や幸せな人生と切り離すことはできない。

そこで、これまで国は、80歳になっても自分の歯を20本以上残すという、8はち0まる2にい0まる運動を積極的に推進してきた。また、県も、それに呼応して精力的にそのことに取り組んできた。

特に本県は、全国に先駆けた超高齢化先進県である。そして、今まさに、県は、日本一の健康長寿県づくりを政策の柱に据えた。そこで、私たちは、この機会をとらえ、高齢者だけに特化することなく、全世代の県民を対象に生活の質を上げるためにも、元気に食べ、明るく話し笑える歯と口の健康づくりを県民運動にしたいと考えた。

そのことをここに決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、高知県における歯と口の健康づくり（以下「歯と口の健康づくり」という。）について、基本理念を定め、県の責務及び関係者の役割を明らかにするとともに、歯と口の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康長寿に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて自ら取り組むとともに、適切な時期に歯と口の保健サービス、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、本県の特性に
応じた歯と口の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

(市町村の役割)

第4条 市町村は、基本理念を踏まえ、健康増進法（平成14年法律第103号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）その他の法令に基づき、歯と口の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

（市町村との連携等）

第5条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、住民に身近な保健サービスを実施している市町村との連携及び協力並びに調整に努めるものとする。

2 県は、市町村が歯と口の健康づくりに関する基本的な計画を定め、又は8020運動（80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした運動をいう。）を推進する組織を住民が参加して設置しようとするときは、その求めに応じ、情報の提供又は専門的若しくは技術的な支援を行うものとする。

（保健医療関係者等の役割）

第6条 保健医療関係者、教育関係者、福祉関係者等（以下「保健医療関係者等」という。）は、基本理念を踏まえ、歯と口の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯と口の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

（事業者及び保険者の役割）

第7条 事業者は、基本理念を踏まえ、県内の事業所で雇用する従業員に対して行う歯科健診等の歯と口の健康づくりに関する取り組みが促進されるよう努めるものとする。

2 保険者（医療保険各法による保険者をいう。次条第3項において同じ。）は、基本理念を踏まえ、県内の被保険者（医療保険各法による被保険者をいう。）に対して行う歯と口の健康づくりに関する取り組みが促進されるよう努めるものとする。

（県民の役割）

第8条 県民は、歯と口の健康が身体の健康づくりにも重要であることを認識し、生涯にわたり自らが歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、歯と口の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、県及び市町村等（市町村、保健医療関係者等、事業者及び保険者をいう。第10条において同じ。）が行う歯と口の健康づくりに関する取り組みに積極的に参加すること、かかりつけの歯科医の支援を受けること等により、歯と口の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第9条 県は、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第10条 県は、歯と口の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに保健医療関係者等との連携体制の構築に関すること。
 - (2) 市町村等の相互の連携の構築に関すること。
 - (3) 市町村等が行う歯と口の健康づくりに関する取り組みの促進に関すること。
 - (4) 市町村が行う科学的に根拠のある効果的なむし歯予防対策、母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた生涯にわたる効果的な歯と口の健康づくりに関する施策の推進に関すること。
 - (5) 障害者、介護を要する者等に対する歯と口の適切なケア等についての施策の推進に関すること。
 - (6) 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
 - (7) 歯と口の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに必要な施策の推進に関すること。
- (歯と口の健康づくりに関する基本計画の策定等)

第11条 県は、生涯にわたる歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項について、歯と口の健康づくりに関する基本計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する基本方針
 - (2) 歯と口の健康づくりに関する目標
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 2 県は、基本計画を定めるに当たり第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、基本計画を定めるに当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。
- 4 県は、基本計画を定めたときは、速やかに、適切な方法によりこれを公表しなければならない。

5 県は、基本計画について、定期的に必要な見直しを行うものとする。

6 第2項から第4項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(調査の実施)

第12条 県は、歯と口の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、定期的に県民の歯科疾患等の実態に関する調査を行うものとする。

(高知県歯と口の健康づくり推進協議会)

第13条 歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、高知県歯と口の健康づくり推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、知事に対し、意見を述べることができる。

(1) 基本計画に関すること。

(2) 県の歯と口の健康づくりに関する施策の実施状況についての評価に関すること。

(3) 歯と口の健康づくりに関する関係者の相互理解、連携及び協働の推進に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口の健康づくりに関する基本的事項

3 知事は、毎年度、歯と口の健康づくりに関する施策の推進状況を取りまとめ、これを協議会に報告するものとする。

4 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第29号

高知県歯と口の健康づくり推進協議会の組織及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県歯と口の健康づくり条例（平成22年高知県条例第35号）第13条第1項の規定により置かれる高知県歯と口の健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、高知県健康政策部健康長寿政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取り組みが口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

(一) 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。

(二) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。

(三) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

（歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等）

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取り組みを行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取り組みに関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等）

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

（障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等）

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

任期：平成27年5月9日から平成29年5月8日

<敬称略>

区分	所 属 等	役職等	氏 名
市町村	高知県市長会	事務局長	山本 正篤
	高知県町村会	事務局長	武内 孝幸
保健 医療 関係者	高知県医師会	常任理事	刈谷 隆明
	高知大学医学部歯科口腔外科	教授	山本 哲也
	高知県歯科医師会	会長	織田 英正
	高知市歯科医師会	会長	野村 和男
	高知県歯科衛生士会	副会長	廣中 美智
	高知市保健所	所長	堀川 俊一
	高知県福祉保健所(安芸福祉保健所)	所長	福永 一郎
教育 関係者	高知県小中学校長会	会長	刈谷 好孝
	高知県保育士会	副会長	黒岩 恵子
福祉 関係者	高知県介護支援専門員連絡協議会	理事	山下 等生
	高知県身体障害者連合会	会長	片岡 卓宏
事業者	高知県商工会連合会	専務理事	久保 博孝
	高知県商工会議所連合会	専務理事	杉本 雅敏
保険者	高知県国民健康保険団体連合会	事務局次長	森田 益教
	全国健康保険協会高知支部	企画総務 グループ長	松田 恵美
県民	高知県保幼小中高PTA連合体連絡協議会	監事	齊藤 雄也
	高知県健康づくり婦人会連合会	会長	井上 眞喜子

高知県無歯科医地区の状況(平成26年10月現在)

市町村名	地区名
室戸市	黒見
安芸市	畑山
北川村	久江ノ上
	小島
馬路村	魚梁瀬
南国市	黒滝
大豊町	久壽軒
	立川
	西峯
土佐町	石原
	瀬戸
いの町	越裏門
	脇ノ山
	長沢
	妙見
	柳野
	古江
	中追
	敷楨
仁淀川町	上名野川
	下名野川
	北川
	別枝上
	別枝下
	泉川
	瓜生野

市町村名	地区名
越知町	明治
	横畠
	大桐
須崎市	池ノ浦
	久通
梶原町	初瀬
	四万川
	松原
津野町	桑ヶ市
中土佐町	下ル川
四万十町	地吉、古城
	大道
四万十市	常六
	竹屋敷
	権谷
	奥屋内
宿毛市	藤ノ川
宿毛市	楠山
大月町	竜ヶ迫
土佐清水市	立石

